平成２２年（フ）第４８号
岩手県奥州市前沢区字山下８番地２
債務者　遠藤　勝哉
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第１９２号
群馬県藤岡市藤岡1512番地60
債務者　青木　達也
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１９７号
群馬県藤岡市藤岡1039番地３　ハイツ新井102号
債務者　新井真由美
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２５６号
埼玉県熊谷市宮本町237番地３
債務者　日向　公枝
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第８１号
北海道美唄市字美唄一の沢1534番地15団地
債務者　横山　利美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１０８号
北海道岩見沢市美園６条７丁目６番22号　春光荘２号室
債務者　高辻　明美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第４０３号
岩手県北上市鬼柳町卯の木119番地７
債務者　髙橋　靜子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４０６号
盛岡市上田字黒岩48番地７
債務者　田中　裕子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４０８号
岩手県奥州市江刺区藤里字外ノ沢326番地
債務者　及川　正男
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１０４号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字大坪72番地の１　県営住宅18棟15号
債務者　室井　敏一
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
福島県喜多方市高郷町上郷字前林戊298番地２
債務者　波田野武士
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第３７３号
神奈川県厚木市緑ヶ丘５丁目13番36号
債務者　永井マリアこと　ナガイ　マリア　クリスティナ　ヤラノン
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４８３号
神奈川県秦野市上大槻1068番地
債務者　甲斐惠美子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４８６号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3531番地の１　サウザンビレッジ202
債務者　又吉　俊雄
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３３号
兵庫県丹波市柏原町柏原2984番地１　県営住宅柏原南多田鉄筋団地３―305号
債務者　岸本　美波（旧姓小見山）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
広島県三次市畠敷町271番地３
債務者　山根　二生
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第２９号
広島県三次市畠敷町271番地３
債務者　山根　邦恵
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
広島地方裁判所三次支部